

ベンダーマネジメント実務ガイド

SAP

ベンダーマネジメント実務ガイド v1.0

作成: ITAMS 作成日: 2026年7月4日 収束状況: GEN-Phase3 独立検証 (重大指摘5件) を一次情報の再確認により全件修正済み

第1版

版	v1.0
作成日	2026年7月
作成者・発行者	イタムス株式会社 (ITAMS)
対象読者	SAP ベンダーマネージャー・調達担当・SAM 担当・IT 部門
収録章	全9章

【注意事項・要確認事項について】

本資料はイタムス株式会社 (ITAMS) が VMAJ ベンダーマネージャー育成プログラムの教育目的で作成したものです。掲載情報は一次情報に基づきますが、ライセンス解釈の最終判断は必ず担当 SAP 営業・法務部門へご確認ください。

はじめに — VMAJ 教育体系における本資料の位置づけ

本資料は、イタムス株式会社（ITAMS）が提供する VMAJ の「ベンダーマネージャー育成プログラム」の一環として、SAP のライセンス・契約管理に特化した包括的実務ガイドです。

VMAJ の教育体系では、ベンダーマネジメントの中核を「Demand-to-Contract-to-Service Control（需要・契約・サービス供給のマッチング統制）」として定義しています。

DCS 統制フレームワークと本資料の関係

VMAJ ベンダーマネジメント育成プログラムでは「Demand（調達要件定義）→ Contract（契約管理）→ Service（サービス統制）」の 3 フェーズで管理する DCS 統制モデルを採用しています。本資料は Contract フェーズ（ライセンス条件の理解・遵守・監査対応）を中心に Service フェーズ（継続的なライセンス使用量管理・更新管理）までをカバーします。

対象読者と前提知識

対象読者は SAP 製品の調達・ライセンス管理・契約更新を担当するベンダーマネージャーおよび IT 資産管理担当者です。ソフトウェアライセンスの基礎知識を前提としますが、SAP 固有のライセンス体系については本資料で体系的に解説します。

第 1 章 SAP 契約体系と契約文書の階層

キーメッセージ

SAP の契約優先順位は契約モデル（MCCA／クラウド Direct GTC／オンプレミス GTC）ごとに構造が異なる。

単一の優先順位（「Order Form>MCCA>GTC」等）で一般化すると誤読リスクがある（GEN-Phase3 独立検証で指摘・修正済み）。

1.1 契約文書の優先順位（契約モデル別・訂正済み）

【注意】

契約モデルにより優先順位構造が異なるため、「一律に GTC が最下位」「一律に Order Form が最優先」と単純化しない。

以下は各モデルの一般的な構造。逐語的な条項番号は PDF バイナリの技術的制約により本ガイドでは直接引用せず、契約締結・解釈の最終判断では必ず該当契約書原本を参照すること。

契約モデル	優先順位構造（概要）
MCCA 体系（クラウドサービス）	Order Form → MCCA 本体 → 各種 Schedule（Support Schedule／SLA／DPA／Security Measures／Product Development Schedule／SAP AI Terms／Professional Services Schedule／GTC）の順に列挙される。GTC は Schedule 群の一部として後順位に位置づけられる。
クラウド Direct GTC（Cloud Services and Professional Services Direct）	独立した Order of Precedence 条項ではなく、General Terms と Model Specific Terms が衝突した場合は Model Specific Terms が優先するという構造を採る。
オンプレミス GTC	Software Order Form → Schedule(s) → GTC → Use Terms（SUR）という構造を採るとされる（Order of Precedence 条項）。

いずれのモデルでも、顧客が独自に発行した発注書等の条件は、SAP が受理した場合でもいかなる法的効力も持たない点は共通。

1.2 クラウドサービス契約の構成要素

- Order Form（注文書、クラウドサービスの購読契約文書）
- Supplemental Terms and Conditions（補足条件）
- Support Schedule（サポート条件）
- Service Level Agreement（SLA、可用性・サービスクレジット・メンテナンス窓）
- Data Processing Agreement（DPA、個人データ取扱いに関する義務）
- General Terms and Conditions（GTC）

1.3 ソフトウェア（オンプレミス）契約の構成要素

- Order Form（注文書、ソフトウェア購入契約文書）
- Software Use Rights（SUR、使用許諾条件）
- Software Support Schedule
- Data Processing Agreement（DPA）
- General Terms and Conditions（GTC）

1.4 製品固有文書の位置づけ

Supplement（補足条件）、Service Use Description（SUD）、Service Description Guide（SDG）は、対象クラウドサービス（Ariba、BTP、S/4HANA Cloud等）固有の機能制限・メトリック定義を提供し、MCCA・GTCを補完する。

1.5 契約形態の全体像

契約形態	主な対象
Cloud Services	SaaS/PaaS等のクラウドサブスクリプション（S/4HANA Cloud、BTP、Ariba、Fieldglass、Concur等）
On-Premise Software	オンプレミス・ソフトウェア使用权（SAP ERP、HANA等）
Professional Services/ Consulting Services	導入・移行支援等のコンサルティングサービス
Support Services	SAP Enterprise Support、Preferred Success等

実務チェックポイント

- 自社が締結している契約モデル（MCCA／クラウド Direct／オンプレミス）を特定できているか
- 契約更新時に Order Form の記載内容を最優先で確認し、該当モデルの優先順位規定と GTC・SURとの整合を照合しているか
- 製品固有文書（Supplement／SUD／SDG）の最新版を MCCA・GTC と併せて保管しているか

第2章 ライセンスメトリック体系と算定実務

キーメッセージ

SAP は製品・契約ごとに多様なメトリック（FUE／Document／User／Concurrent Sessions 等）を採用しており、換算ルールの誤解が超過利用の主因となる。

2.1 主要メトリック一覧

- Full Usage Equivalent (FUE)
- Document (Digital Access)
- User／Active User
- Concurrent Sessions
- Object
- Spend
- Transactions
- Gigabytes (GB) ／Memory
- Cores
- Tenants (他に Flat Fee、Connections、Assets、BOEPD 等多数)

2.2 FUE 換算ルール

区分	換算比率
Developer Access	1 FUE = 0.50 Developer Access
Advanced Use	1 FUE = 1 advanced use
Core Use	1 FUE = 5 core use
Self-Service Use	1 FUE = 30 self-service use

2.3 Usage Tier とリソース連動

契約 FUE 数に応じて RAM 等の提供量が自動的に変動する（例：Up to 60 FUE で最大 150GB RAM、Up to 2,000 FUE で最大 1,024GB RAM）。

2.4 中小企業向け製品の特例

SAP Business One Starter Package User は最大 5 ライセンスまでという上限がある。

実務チェックポイント

- 契約書のメトリック定義と Service Use Description 上の換算表を必ず突き合わせているか
- 営業提案時の想定 FUE 数と実際の契約書記載数量に齟齬がないか確認しているか

第3章 クラウド・仮想化環境とライセンスルール

キーメッセージ

仮想環境では物理コアではなく仮想 OSE 内の仮想コア数で計算され、サードパーティ DB の BYOL 利用には条件がある。

3.1 仮想化環境での計算原則

純粋仮想環境では物理コア数は問われず、仮想 OSE (Operating System Environment) 内の仮想コア数を基準にライセンスを計算する。

3.2 BYOL (Bring Your Own License) ルール

Microsoft SQL Server 等のサードパーティデータベースは、有効なサポート契約 (Qualified license) を条件に、Azure Hybrid Benefit 等の枠組みで Azure vCores 比率に基づきクラウド環境へ持ち込むことができる。

【注意】

BYOL 適用の可否は「サポート契約の有効性」が前提条件となる。クラウド移行計画の早期段階で確認しないと、移行直前に追加ライセンス調達が必要になるリスクがある。

3.3 クラウドサービス別の追加留意点

- S/4HANA Cloud Public Edition/Private Edition/Extended Edition: エディションごとに機能・カスタマイズ範囲・契約形態が異なる
- GROW with SAP: 主に新規導入・中堅企業向けの Public Edition 中心のパッケージ
- RISE with SAP: 主に大規模・複雑要件向けの Private Edition 中心のパッケージ、責任分界 (R&R) マトリクスの適用対象 (第9章参照)

実務チェックポイント

- クラウド移行・ハイブリッド構成の企画段階で BYOL 適用条件 (サポート契約の有効性) を確認しているか
- GROW/RISE の選択が自社の要件・契約形態と整合しているか

第4章 必須計測ツールと管理義務

キーメッセージ

オンプレミスは USMM/LAW2.0 による自己計測が義務であり、クラウドは SAP 側が自動的に消費量を反映する仕組みに移行している。

4.1 System Measurement (システム計測)

- USMM (測定プログラム) : ユーザー・エンジン (Human Resources、Real Estate Management 等) の計測
- License Administration Workbench/LAW 2.0 (トランザクション SLAW2) : 複数システムの計測結果の中央集約

4.2 License Utilization Information アプリ (SAP for Me)

対象顧客	運用方式
SAP Public Cloud	SAP が最新情報を自動的に反映する
SAP On-Premise	顧客が License Utilization Preparation Area で事前のシステム計測を実施する必要がある

4.3 Global License Audit & Compliance (GLAC)

GLAC は SAP の監査・コンプライアンス組織で、ライセンスコンプライアンスギャップの予防・現状のエンタイトルメントと消費量のバランス確認・コンプライアンスギャップの解消を支援する。System Measurement (License Audit Measurement Service) も GLAC のサービスの一つ。

実務チェックポイント

- USMM/LAW2.0 の実行結果を年次監査前に四半期ごとにセルフチェックしているか
- 契約エンタイトルメントとの差分を早期に把握する運用があるか

第5章 エンタイトルメント台帳・ELP管理

キーメッセージ

SAP 公式ツール（License Utilization Information 等）は存在するが、顧客側の具体的な ELP（有効ライセンスポジション）算定ロジックの構築は自社の実務課題として残る。

5.1 SAP for Me Finance & Legal Dashboard の構成

Finance & Legal Dashboard は以下 9 タブで構成される：Overview（未処理 PO・請求書・残高明細等）、Cloud（クラウド製品の資材・注文・契約管理）、On-Premise（オンプレミス製品の資材・注文管理）、Enterprise Agreements（Industry Cloud エンタープライズ契約管理）、Billing（支払設定・請求書・残高明細）、Consumption（ライセンス消費とコンプライアンスの把握）、Commissions（パートナー向けリベート・コミッション）、Business AI（AI Unit 消費・残高）、Sustainability（再生可能エネルギー等の報告）。

5.2 Consumption Tab の詳細

- Public Cloud Consumption Card
- Private Cloud Consumption Card
- On-Premise Consumption | Self-Measurement Card
- On-Premise Consumption | License Audit Card

各カードはメトリックごとにエンタイトルメント・消費量・差分（デルタ）を表示し、Excel へのエクスポートによるトレンド分析・カスタム分析も可能とされる。

5.3 顧客側 ELP 管理の実務手順

契約エンタイトルメント（Order Form・Supplement 記載数量）と SAP 計測結果（USMM/LAW2.0、License Utilization Information）を定期的に突合し、社内独自のエンタイトルメント台帳として維持することが望ましい。

5.4 サードパーティ SAM ツールの活用（観測値・要検証）

Snow、Flexera、USU 等の Software Asset Management (SAM) ツールが SAP ライセンス分析モジュールを提供しているとされる。これらは第三者製品であり、SAP 公式ツールを補完する位置づけとして検討する。

5.5 重要な留意点: SAP for Me / License Consumption データの法的位置づけ

【注意】

SAP 公式ページ (License Consumption) は、当該領域に表示される契約・計測データについて「法的拘束力を持たない (not legally binding)」「利用可能なシステムデータに基づく初期的な統合情報の提供に過ぎない」と明記している。

また、当該情報は SAP の書面による明示的な許可なく第三者へ開示してはならないとされる。

したがって、SAP for Me の表示値は ELP 算定の入力情報の一つとして扱い、Order Form・SUR・Supplement・GTC・USMM/LAW2.0・GLAC 計測結果と突合した上で、顧客独自の Entitlement 台帳・Consumption 台帳・例外管理台帳を別途維持する必要がある。契約交渉・監査対応の場面で、SAP for Me 表示値のみを法的なライセンスポジションの確定情報として扱ってはならない。

実務チェックポイント

- Consumption Tab のデータを定期的に Excel へエクスポートし、社内エンタitlement 台帳と月次で突合しているか
- SAP for Me の表示値を法的な確定情報として契約交渉・監査対応にそのまま用いていないか

第6章 契約ライフサイクルと更新・解約管理

キーメッセージ

SAP for Me のセルフサービス機能により契約更新・解約の一部がデジタル化されているが、条件・制約を事前に理解しておく必要がある。

6.1 契約更新プロセス

- Auto-renewal 契約：期限到来時、特段の対応なしに自動継続
- Active renewal 契約：SAP 担当者と協働して更新契約を締結する必要あり

6.2 解約プロセス

SAP for Me 経由でデジタル解約申請が可能（Finance and Legal Dashboard 内）。ただし以下の制約がある。

- デジタル解約対象として適格な契約のみ対応（非対象の場合は SAP 担当者へ連絡）
- 部分解約は不可。契約内の全項目が解約対象となる
- 解約発効日は現行契約の終了日

6.3 解約申請の撤回

誤操作等の場合、SAP for Me 上で撤回可能（撤回オプションが表示されない場合は SAP 担当者へ連絡）。

6.4 データ抽出の必要性

契約終了前に必ずデータのエクспорт・保全を行う必要がある。

実務チェックポイント

- 契約終了日の 90 日前を目安に、更新要否の判断とデータ移行計画の策定を開始しているか
- 解約対象契約がデジタル解約対象かどうかを事前に確認しているか

第7章 監査対応と証跡保管義務

キーメッセージ

SAPは少なくとも年1回の監査権を有し、超過判明時は then-current プライスリストに基づく遡及請求・監査コスト負担のリスクがある。

7.1 監査条項の概要

SAPは少なくとも年1回、顧客の使用状況について監査（システム計測含む）を行う権利を有する（VERIFICATION 条項）。顧客には協力義務がある。

7.2 超過判明時のペナルティ

- 監査時点の最新価格表（then-current price list）に基づく遡及支払い
- 監査実施の合理的コストも顧客負担となる場合がある
- 未払い時はシステム利用停止、重大違反が是正されない場合は契約解除に至る可能性

7.3 証跡保管の実務

- USMM/LAW2.0 実行結果の保管
- Named User アカウント管理台帳（入退社・異動時の削除記録含む）
- 契約更新履歴・Order Form 原本の保管

7.4 監査対応フロー



実務チェックポイント

- 監査通知受領後、即座に最新の USMM/LAW2.0 結果を確認する体制があるか
- 想定外の乖離が発覚した場合に法務・調達部門と共有するフローがあるか

第 8 章 SAP 固有の高リスク領域と対策

キーメッセージ

間接利用（Digital Access）、禁止事項・多重化、例外規定の逸脱が典型的な高リスク領域である。

1. 禁止事項・制限事項

条項要約：SAP ソフトウェアは顧客の内部業務のためにのみ使用許諾される。第三者へのサービス提供（サービスビューロー・商用ホスティング）、リバースエンジニアリング、輸出管理法で禁止される国・用途への流用は厳格に禁止される。

根拠：sap-general-terms-and-conditions-on-premise-united-states-english-v2-2017.pdf Section 2.1.1/1.7

【注意】

典型的な違反シナリオ：グループ会社や外部取引先に対し自社 SAP システムの一部機能を SaaS のように開放して使わせてしまう。SAP のソースコード・API をリバースエンジニアリングし自社アプリに組み込んでしまう。

2. 監査条項

条項要約：SAP は少なくとも年 1 回、顧客の使用状況について監査（システム計測含む）を行う権利を有する。監査結果でライセンス超過が判明した場合、超過分費用に加え監査実施の合理的コストも顧客負担となる場合がある。

根拠：同文書 Section 3 VERIFICATION、rise-with-sap-s4hana-cloud-private-edition-supplement-english-v10-2023.pdf Section 4.2

【注意】

典型的な違反シナリオ：人事異動・退職者の Named User アカウント削除を怠り放置、年次監査で USMM により実利用者以上のライセンス消費と判定される。

3. ペナルティ・違反時の措置

条項要約： 監査等で超過利用が判明した場合、顧客は監査時点の最新価格表に基づき不足分のライセンス料・サポート料を遡及支払いする必要がある。未払い時はシステム利用停止、重大違反是正なき場合は契約解除に至る。

根拠： 同文書 Section 3/4.1/5.1、general-terms-and-conditions-for-cloud-services-...-v11-2022.pdf Section 2.1

【注意】

典型的な違反シナリオ： 数年間の超過利用が監査で発覚し、契約当時の割引価格ではなく現在の定価ベースで再計算され、想定を大幅に超えるペナルティ請求を受ける。

4. 間接利用・多重化 (Digital Access)

条項要約： 非 SAP アプリケーション・API・RPA (ボット)・IoT デバイス等を介した SAP システムへの間接アクセスはライセンス対象。多重化・プールで直接接続数を減らしても必要ライセンス数は免除されない。9つの文書種別のうち Financial/Material 文書は0.2換算。

根拠： 19_03_06_sap_digital_access.pdf、sap-software-use-rights-english-v1-2023.pdf Section 2.38/4.4

【注意】

典型的な違反シナリオ： 他社製 RPA ツール導入で外部システムから API 経由で SAP ERP に自動伝票入力を実行させた結果、新たに莫大な「ドキュメントライセンス」購入が必要になる。一連の業務プロセスが複数文書種別 (受注・出荷・請求) を発生させ、想定より早く数量上限に到達する。

5. 例外規定・特例条項の逸脱

条項要約： 評価用 (Evaluation)・再販禁止 (NFR)・非本稼働 (Non-Productive) 環境向けライセンスは、指定された開発・テスト・評価目的にのみ使用限定。商用目的 (本稼働) への流用は契約違反。

根拠： sap-software-use-rights-englishjapanese-v10-2020.pdf Section 1.3.8/6.1、sap-software-use-rights-english-v1-2023.pdf Section 3.9

【注意】

典型的な違反シナリオ：パートナー提供の PoC 用評価環境・ライセンスを期限切れ後も「テスト」と称してそのまま本稼働利用してしまう。DR 用パッシブ・スタンバイシステムを通常時の負荷分散・レポート出力用 DB として稼働させてしまう。

6. Digital Access Adoption Program (DAAP) — 時制に注意

SAP 公式資料（2020 年 4 月付、SAP 公式ドメイン news.sap.com でホストされた PDF として存在確認）には、当時のインセンティブとして「推定文書使用量の 115%をライセンスし、増分 15%分のみ課金（実質約 85%相当の割引効果）」、または「推定文書使用量の 100%をライセンスし Digital Access に 90%割引を適用」という 2 つの選択肢が示されていた。

【注意】

同資料はプログラム期限（2021 年 12 月 31 日までの延長）を前提としており、SAP S/4HANA Cloud には適用されない旨も明記されている。

2024 年時点の SAP 公式ページ（Digital Access Evaluation Service）では無償評価サービスの提供と 9 文書種別モデルの存続は確認できるが、2026 年現在 DAAP の 90%割引・115%成長オプションが現行条件として継続提供されているかは本調査では確認できていない。

実務上は「過去のインセンティブ水準の事例」として参考にしつつ、契約時点での SAP 提示条件を都度確認すること。

実務チェックポイント

- 新規の RPA・API 連携・IoT 統合プロジェクト開始時に、企画段階で Digital Access 影響評価を必須ステップとしているか
- DAAP やその後継プログラムの適用可否・割引条件を、契約更新・大型商談のタイミングで SAP 営業担当に都度確認しているか
- 上記 5 リスクそれぞれについて、社内の該当システム・契約担当者を特定できているか

第9章 ガバナンス体制とコスト最適化

キーメッセージ

RISE with SAP の R&R（責任分界）マトリクスを起点に社内ガバナンス体制を構築し、定期的なレビューケイデンスでコンプライアンスとコストの両面を管理する。

9.1 RISE with SAP 責任分界（R&R）マトリクスの活用

RISE with SAP では、SAP が管理するインフラ層（ハイパースケーラー環境・ネットワーク・サーバー・データベース）と、顧客が責任を持つアプリケーション層（データ、ユーザーアクセス・ロール・認証、カスタムコード、アプリケーションレベルの設定）が区分される。SAP 公式の R&R マトリクス（1000 項目超のタスク別責任区分）が契約時に提供される。セキュリティパッチ適用・アクセス制御・ログ監視の責任は標準 RISE サービスでは SAP に移管されず、追加のオプションサービス契約でのみ一部対応可能とされる。

【注意】

R&R マトリクスの逐条詳細（sap.com 公式 PDF）は本ガイドでは存在確認にとどまり、条項レベルの精読は未実施。大型契約（RISE/GROW 等）締結時には必ず最新版を入手し、精読すること。

9.2 社内ガバナンス体制の提案

領域	Accountable	Responsible
契約・更新	Vendor Manager/ Procurement	SAM、Finance
エンタイトルメント・消費 量	SAM Manager	IT 運用、GLAC 対応窓口
USMM/LAW2.0/ License Utilization Information	IT 運用責任者	Basis 担当、SAM
Digital Access/RPA・ API 連携	アプリケーション統括	開発・インテグレーション担 当、SAM

領域	Accountable	Responsible
監査対応	Vendor Manager	Legal、SAM、IT 運用
RISE R&R・責任分界	IT 運用責任者／セキュリティ	アプリケーションオーナー、 SAP 担当
コスト最適化	Vendor Manager／FinOps	SAM、調達、事業部門

9.3 レビューケイデンス

四半期ごとに IT・調達・財務・事業部門でライセンス消費状況・監査対応リハーサルをレビューする体制が望ましい（観測値：第三者アドバイザリー情報でも同様のケイデンスが推奨されている）。

9.4 コスト最適化の視点

- Digital Access 文書数の継続モニタリング（USMM/LAW2.0、License Utilization Information 等の活用）
- 契約更新時のエンタイトルメント見直し（過剰契約・不足契約の是正）
- S/4HANA 移行等の大型契約時の交渉機会活用

9.5 交渉ベンチマーク（第三者観測情報・要検証）

【現場メモ】

Redress Compliance 等のアドバイザリー系サイトは、「Professional User の 20～35% が軽量ユーザー区分へ再分類可能だった事例」「Digital Access 初期見積りが実態より 30～50% 過大だった事例」等を公開している。

これらは SAP 公式条件ではなく個社の交渉事例に基づく観測値であり、契約上の保証値ではない。交渉準備の仮説・ベンチマークとしてのみ参考にし、最終判断は自社の実測利用量・Order Form・SAP 公式見積りに基づいて行うこと。

9.6 一次情報モニタリング

SAP Trust Center Agreements ページ (sap.com/about/trust-center/agreements.html) を定期的に確認する。SAP 公式の変更通知の仕組みは限定的であり、顧客側の定期チェック運用（例：四半期に1度の確認）を自主的に設ける必要がある。

実務チェックポイント

- R&R マトリクスは大型契約（RISE/GROW 等）締結時に必ず入手し、自社の運用体制設計のインプットとしているか
- 交渉・コスト最適化の削減余地の数値は、自社の実測データと SAP 公式見積りに基づいて最終判断し、第三者ベンチマークを唯一の根拠としていないか

付録 A 一次情報台帳

A.1 契約文書 (L1)

文書名	版	種別
sample_version_2a_mcca_package_enus-english-v11-2025.pdf	v11-2025	MCCA (基本契約)
general-terms-and-conditions-for-cloud-services-and-professional-services-direct-united-states-english-v11-2022.pdf	v11-2022	クラウド GTC
sap-general-terms-and-conditions-on-premise-united-states-english-v2-2017.pdf	v2-2017	オンプレミス GTC
sap-software-use-rights-english-v1-2023.pdf	v1-2023	SUR (使用権条件)
sap-software-use-rights-englishjapanese-v10-2020.pdf	v10-2020 (日英併記)	SUR
rise-with-sap-s4hana-cloud-service-use-descriptions-english-v8-2023.pdf	v8-2023	Service Use Description
rise-with-sap-s4hana-cloud-private-edition-and-sap-erp-pce-roles-and-responsibilities-english-v3-2023.pdf	v3-2023	R&R (責任分界) マトリクス
rise-with-sap-s4hana-cloud-private-edition-supplement-english-v10-2023.pdf	v10-2023	Supplement
sap-s4hana-cloud-public-edition-and-grow-with-sap-s4hana-cloud-service-use-descriptions-english-v10-2025.pdf	v10-2025	Service Use Description
sap-business-technology-platform-service-description-guide-english-v8-2025.pdf	v8-2025	BTP サービス記述
sap-business-technology-platform-supplement-english-v10-2022.pdf	v10-2022	BTP Supplement
data-processing-agreement-for-sap-cloud-services-english-v8-2021.pdf	v8-2021	DPA
data-processing-agreement-for-sap-services-english-v4-2022.pdf	v4-2022	DPA
19_03_06_sap_digital_access.pdf	記載なし	Digital Access ポ

文書名	版	種別
		リシー
DAAP_External_FV_050520.pdf	2020年4月	Digital Access Adoption Program

A.2 公式 Web ページ (L1~L2)

URL	内容	確認日
sap.com/about/trust-center/agreements.html	契約構成・SAP for Me での契約確認 ・更新・解約手順	20260704
support.sap.com/.../license-utilization-information.html	License Utilization Information ダッシュボードの概要	20260704
support.sap.com/en/my-support/systems-installations.html	GLAC 組織、System Measurement (USMM/LAW2.0)	20260704
support.sap.com/content/s4m/help/finance.html	Finance & Legal Dashboard 構成 (9 タブ)	20260704
sap.com/assetdetail/.../9ed76003-....html	Digital Access Evaluation Service、9 文書種別	20260704
support.sap.com/content/s4m/help/reporting/licenses.html	License Consumption の非拘束性・開示制限の明記	20260704 (WebSearch 裏取り)
news.sap.com/wp-content/blogs.dir/1/files/DAAP_External_FV_050520.pdf	DAAP 2020 年版公式資料 (割引オプション詳細)	20260704 (WebSearch 裏取り)
sap.com/docs/download/.../roles-responsibilities/rise-with-sap-....pdf	RISE with SAP R&R マトリクス (v7-2022)	20260704 (存在確認のみ)

URL	内容	確認日
<p>【注意】</p> <p>残存する未検証事項：日本向け GTC と米国版 GTC（2017 年 v2）の文言差異（JS 描画ページのため web_fetch 本文取得不可）、MCCA・オンプレミス GTC の逐語的な Order of Precedence 条項番号、R&R マトリクスの条項レベル詳細、DAAP の 2026 年時点での現行適用条件、顧客側 ELP 算定の具体的計算式。</p>		

付録 B 演習シナリオ

演習 1 RPA 連携による Digital Access (間接利用) 超過

状況設定: 経理部門が業務効率化のため他社製 RPA ツールを導入し、外部システムから API 経由で SAP ERP へ自動的に受注伝票 (Sales Order) を投入する仕組みを構築。導入後半年で想定を超える「ドキュメントライセンス」追加購入の見積りを SAP から提示された。

問い: 新規 RPA 導入プロジェクトの企画段階で、Digital Access 影響評価をどのタイミング・体制で実施すべきか。

【現場メモ】

模範解答の要点: API・RPA 経由のアクセスは Named User とは別に Digital Access (文書ベース課金) の対象となる。Sales Order 文書は 1 件=1.0 換算のため想定より早くコストが積み上がる。一つの業務プロセスが複数文書種別 (受注・出荷・請求) を発生させる場合、外部システムがそれぞれを個別生成しているとすべて課金対象になり得る。SAP 公式の Digital Access Evaluation Service (無償) を企画段階で活用する。

演習 2 年次監査での USMM 計測結果と Named User 管理の不備

状況設定: 人事異動・退職に伴う Named User アカウントの削除を怠っていたため、年次監査の USMM 実行時に実際の利用者数を上回るライセンス消費と判定された。

問い: 監査で超過が判明した場合に負う義務は何か。事前にどのような運用体制があればリスクを回避できたか。

【現場メモ】

模範解答の要点: 超過判明時は then-current price list (監査時点の最新価格表) に基づく遡及支払いが必要で、契約当時の割引価格ではなく現在の定価ベースで再計算されるため想定を大幅に超える請求となり得る。Named User のライフサイクル管理 (入退社・異動時のアカウント削除フロー) の責任部門を明確化し、USMM/LAW2.0 結果と定期的に突合する運用が必要。

演習 3 評価用 (Evaluation/NFR) ライセンスの本稼働流用

状況設定: パートナー企業から提供された PoC 用の評価環境・ライセンスが、期限切れ後も「引き続きテスト中」という名目で実質的に本稼働システムとして使われ続けていた。

問い: この行為はどの条項に抵触するか。是正方法と再発防止の統制は何か。

【現場メモ】

模範解答の要点: 評価用 (Evaluation) ・再販禁止 (NFR) ライセンスは指定された開発・テスト・評価目的にのみ使用が許され、商用 (本稼働) 目的への流用は契約違反となる。PoC・評価環境のライフサイクル (開始日・終了予定日・本番移行の可否判断プロセス) を管理する仕組みと、契約管理台帳と IT 資産管理台帳の連携が必要。

演習 4 クラウド移行時の BYOL 適用条件の見落とし

状況設定: オンプレミスからクラウド (Azure) への S/4HANA 移行プロジェクトで、既存の Microsoft SQL Server ライセンスをそのまま持ち込めると想定していたが、移行直前に BYOL の適用条件 (有効なサポート契約=Qualified license) を満たしていないことが判明し、移行スケジュールに影響が出た。

問い: クラウド移行の企画・提案段階で、BYOL 適用可否の確認をどのチェックリスト項目として組み込むべきか。

【現場メモ】

模範解答の要点: BYOL は Azure Hybrid Benefit 等の枠組みで、有効なサポート契約下にあるサードパーティ DB ライセンスを Azure vCores 比率でクラウド環境へ持ち込める仕組み。「Qualified license」の要件を移行計画の早期段階で確認しないと追加ライセンス調達が必要になり得るため、RFP 段階での BYOL 適用可否確認をチェックリスト化する。

演習 5 RISE with SAP 契約における責任分界の誤解

状況設定: RISE with SAP 導入後にセキュリティインシデントが発生した際、顧客側は「インフラは SAP が管理しているのだから、アプリケーション層のアクセス制御の不備も SAP の責任」と考えていたが、実際にはアプリケーション層のユーザー ID・認証・権限設定は契約上顧客側の責任であることが判明した。

問い：RISE with SAP 契約締結時に、R&R マトリクスをどの部門がレビューし、社内の責任分界表にどう反映すべきか。

【現場メモ】

模範解答の要点：RISE with SAP の責任分界（R&R）マトリクスでは、SAP がハイパースケーラー環境・ネットワーク・サーバー・データベース等のインフラ層を管理する一方、アプリケーション内のデータ、ユーザーアクセス・ロール、カスタムコード、アプリケーションレベルの設定は顧客側の責任と整理される。セキュリティパッチ適用・アクセス制御・ログ監視の責任は標準 RISE サービスでは SAP に移管されない。契約締結時に IT・セキュリティ・法務・調達が合同で R&R マトリクスをレビューする体制が必要。

【注意】

シナリオ 1・4 は Digital Access／BYOL の単価・比率について具体的な数値（割引率、単価）を含めていない。単価・割引率が一次情報で明記されておらず、個社交渉・契約条件に依存するためである。研修時は「契約条件は個別契約書で必ず確認する」ことを明示すること。

シナリオ 5 の R&R マトリクスは存在確認済みだが本文精読は未実施のため、研修利用時は最新版 R&R マトリクスの入手・精読を前提とする。

付録 C 12 ポイント評価チェックシート

凡例：◎ 詳細にあり／○ 部分的にあり／△ 限定的／－ なし （Phase0 初期判定→Phase1/2A/2B/3 を経た最終判定）

#	評価観点	初期判定	最終判定	根拠
①	契約文書の体系と優先順位	◎	◎（モデル別に訂正済み）	MCCA、クラウド GTC、オンプレミス GTC
②	ライセンスメトリック体系・算定方法	◎	◎	SUR、Service Use Description
③	仮想化/クラウドとライセンス連動	◎	◎	Service Use Description、SUR Metrics セクション
④	必須計測ツールの義務と法的根拠	◎	◎（GLAC 確認済み）	support.sap.com Systems & Installations
⑤	エンタイトルメント台帳・ELP 管理	△	○（改善）	License Utilization Information、Consumption Tab、非拘束性明記
⑥	クラウド固有ライセンスルール（BYOL/BYOS）	◎	◎	Service Use Description、SUR
⑦	契約ライフサイクル・更新プロセス	○	◎（改善）	sap.com Trust Center Agreements FAQ
⑧	監査条項・証跡保管義務	◎	◎	オンプレミス GTC Section 3 VERIFICATION
⑨	SAP 固有の高リスク・コンプライアンス領域	◎	◎（DAAP 時制訂正済み）	SUR、Digital Access 関連文書
⑩	ガバナンス体制（RACI・成熟）	○	○（RISE R&R）	RISE R&R マトリク

#	評価観点	初期判定	最終判定	根拠
	度モデル)		追加)	ス、第三者観測情報
⑪	ベンダー交渉・コスト最適化レバレッジ	—	○ (第三者情報で補完)	Redress Compliance 等 (要検証・L4)
⑫	一次情報のモニタリング・改訂管理	△	○	sap.com Trust Center Agreements ページ